

許さない！！差別につながる身元調査

身元調査お断わりワッペン着用運動を実施しています



出身地や家柄など、本人に責任のない事柄についての「身元調査」は差別につながります。

憲法第14条には「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、または社会的関係において、差別されない。」と明記されています。就職や結婚は、人生を自分らしく生きるうえでとても大事なことです。だからこそ、誰しものが自由に選ぶ権利があります。しかし、今でも調査会社などを使って出身地や家族の状況などを調べる「身元調査」が後を絶ちません。

地方公共団体で働く私たち行政職員の責務には、憲法第14条の趣旨にのっとり、各人のプライバシーを擁護し、差別のない明るい社会づくりにつなげていくことがあります。

そのための取り組みの一つとして、7月の同和問題啓発強調月間に際し「身元調査お断わりワッペン着用運動」に取り組んでいます。

人権が尊重されたまちづくりに、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

朝倉市職員人権・同和問題研修推進委員会